

装管原第23957号
令和6年12月27日

大臣官房会計課長
防衛大学校総務部長
防衛医科大学校総務部長
防衛研究所企画部長
統合幕僚監部総務部長
陸上幕僚監部監理部長
海上幕僚監部総務部長
航空幕僚監部装備計画部長
情報本部総務部長 殿
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部長
防衛装備庁長官官房会計官
防衛装備庁調達事業部長
防衛装備庁各研究所長
防衛装備庁各試験場長

防衛装備庁調達管理部長
(公 印 省 略)

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための
細部事項の実施細則について（通知）

標記について、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための細部事項について（装管原第83号。27.10.1）第18項の規定に基づき、別紙のとおり定め、令和7年4月1日から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

関連文書：装管原第83号（27.10.1）

写送付先：東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所長

配布区分：調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用の
ための細部事項の実施細則

(趣旨)

第1条 本実施要領は、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための細部事項について（装管原第83号。27.10.1。以下「細部事項通知」という。）に定める予定価格の保全、調達実績資料等の活用及び標準的な数値に係る協議についての実施要領を定めることにより、予定価格の算定及びその取扱い等について統一的かつ明確な処理を行うことを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領における用語の意義は、細部事項通知に定めるところによる。

(予定価格の保全)

第3条 細部事項通知第5項ニに規定する「一定の率」には、0%が含まれる。したがって、例えば「見積資料等の数値を補正しないといった方針を示す」など、当該率が0%であることを契約予定相手方に示す行為は、予定価格の保全に違反する行為であることに留意しなければならない。

2 予定価格の保全に違反する行為が、一定の類型に属する複数の契約を対象として継続的に行われた場合には、当該違反行為は対象となる契約全てに対して行われたものとみなされることに留意しなければならない。

3 前項に規定する違反行為を行った者が異動した場合であって、その業務を引き継いだ後任者が当該違反行為を是正又は撤回し、その旨を周知する措置を講じなかった場合には、当該後任者も前項に規定する違反行為を行ったものとみなされることに留意しなければならない。

(調達の実績資料等の活用)

第4条 細部事項通知第15項第2号に規定する補正及び同項第3号に規定する調整（以下「補正及び調整」という。）は、必要な場合に必要な範囲において行うものであることから、例えば契約締結後に作業が追加された場合の変更契約における、変更前から変更がない部分等、その必要がないことが明らかである場合には、必要がない範囲について省略することができる。

2 補正及び調整にあたって、正常な仕損費その他の予備的な費用（予備手配材料費及びコスト変動調整分を除く。以下「仕損費等」という。）を計上する際は、次の

ア及びイに掲げる範囲を限度とするものとする。

ア 一般確定契約の場合 調達の実績資料又は原価監査等の結果における実際原価に係る仕損費等の発生率の平均値を基礎とする範囲

イ 原価監査付契約等の場合 調達の実績資料又は原価監査等の結果における実際原価に係る仕損費等の発生率の最大値を基礎とする範囲

3 細部事項通知第15項第7号に規定する通知を受けた経費率算定担当者は、利益率その他の経費率の算定において、当該通知で得た情報を活用するものとする。

(標準的な数値に係る協議)

第5条 細部事項通知第17項第2号の「標準的な数値を使用してはならない」には、標準的な数値に一定の率を乗じる等して使用してはならないことを含む。

2 細部事項通知第17項の規定は、細部事項通知の施行日までに定められた標準的な数値について、これを準用する。

(委任規定)

第6条 この通知の実施に関し必要な事項は、防衛装備庁調達管理部原価管理官が定めるものとする。